

2017年9月22日
日本生命保険相互会社

「責任ある機関投資家」の諸原則
《日本版スチュワードシップ・コード》に関する取組について

日本生命保険相互会社（社長：筒井義信、以下「当社」）は、2014年5月に受入れを表明した「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》について、2017年5月に当コードが改訂されたことを踏まえ、当社の取組状況を更新し、以下の通り公表しました。

「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》に関する取組について
(2017年度)

URL : http://www.nissay.co.jp/kaisha/otsutaeshitai/shisan_unyou/ssc/

当社は、責任ある機関投資家として、今後も企業の持続的な成長をサポートし、日本経済・社会の健全な発展に資する投資を心掛けてまいります。

以 上

「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》に関する取組（2017年度）《主なポイント》**1. 当社のスチュワードシップ活動の考え方について**

当社は、生命保険契約というご契約者との長いお約束を守り、保障責任を全うするとともに、より多くの配当を長期・安定的にお支払することを使命とし、資産運用に取組んでいます。

当社のスチュワードシップ活動においても、こうした当社の資産運用の考え方を反映し、中長期的な視点での建設的な対話を通じて、企業と相互に信頼しながら、Win-Winの関係を構築することで、ともに成長していくことを目指しています。

議決権行使につきましても、スチュワードシップ活動の一環として取組んでおり、議決権行使助言会社等を利用することなく、全ての保有株式について、自ら適切に議決権を行使しています。賛否判断にあたっては、課題のある議案を抽出するための客観基準である「議決権行使精査要領」に従ってスクリーニングを行いつつも、客観基準のみで画一的に判断するのではなく、継続的なモニタリングや過去の対話における取組方針の実現状況等、個社の状況も踏まえたうえで、議案ごとに丁寧にきめ細かく判断を行っています。

詳細は、「第3章 当社のスチュワードシップ活動について（1）～（4）－（I）」（P15～31）。

2. 2016年度のスチュワードシップ活動について

2016年度のスチュワードシップ活動につきましては、活動体制を拡充のうえ、595社（うち「重点対話企業」252社）と延べ871件の対話を実施しました。本報告書では、当社の対話取組をご理解いただくため、具体事例（6社）を開示しています。

議決権行使につきましても、賛否結果の開示にとどまらず、当社として課題意識を表明した社数・議案数を公表しています。加えて、当社の考え方を適切にご理解いただき、当社賛否判断の予測可能性を高めていただくために、課題意識を表明したうえで賛成・反対と判断した具体事例（19社）を対比して開示しています。

さらに、2017年度より設置した社外委員を過半とするスチュワードシップ諮問委員会^{1・2}における主な議論内容についても、具体事例（2社）を交えて開示しています。

詳細は、「第3章（3）－（Ⅲ）－（ii） 対話の具体事例」（P26～28）、「第4章 2016年度の取組結果」（P55～69）。

<¹ スチュワードシップ諮問委員会の概要 >

目的	1. 議決権行使プロセスのガバナンス強化 2. スチュワードシップ活動全体に対する助言・意見収集
構成	社外委員過半の構成とし、委員長は社外委員の中から委員の互選により選定 社外委員：社外取締役 1名、社外有識者 3名 社内委員：コンプライアンス担当の取締役 スチュワードシップ活動担当部の部長 2名
諮問事項	・ 議決権行使のうち重要議案の賛否案（事前審議） ・ 議決権行使精査要領の改定方針案 ・ スチュワードシップ活動方針案 ・ スチュワードシップ活動結果（報告）
開催	年3回程度

<² スチュワードシップ諮問委員会の社外委員構成 >

氏名	選任理由
今井 和男 (虎門中央法律事務所 弁護士) (当社社外取締役)	上場企業を中心とした企業法務、会社法やコーポレートガバナンス全般への見識に加え、社外取締役としての経験から当社経営全般にも精通
尾崎 安央 (早稲田大学 法学学術院 教授)	会社法やコーポレートガバナンス、企業会計等の分野に精通
武井 一浩 (西村あさひ法律事務所 弁護士)	上場企業を中心とした企業法務、コーポレートガバナンス全般、国内外のM&A等の分野に精通
柳川 範之 (東京大学大学院 経済学研究科・ 経済学部 教授)	法と経済学、コーポレートガバナンス等、金融制度や企業金融、経済分野に精通

3. 議決権行使精査要領について

今回より、課題のある議案を抽出するための客観基準である「議決権行使精査要領」について、各議案に対する当社の基本的な考え方や基準の内容等を詳細に開示しています。また、当社の議決権行使に関する予測可能性を高める観点から、各議案に対する賛否判断の考え方の例も開示しています。

詳細は、「第3章(4) - (II) 議決権行使精査要領について」(P 32~54)。

H29-1051G, 広報部